

H30事務事業評価資料

PDCAサイクルシート集



— 那須塩原市議会 議会運営委員会 —

【評価区分】

【段階評価】 取組の振り返り・評価

概ね達成している

A: 目標達成

➤ 条文の目的を達成

B: 概ね目標達成

➤ 7割以上、条文の目的達成

一部達成している

C: 一部目標達成

➤ 5割以上、条文の目的達成

できていない

D: 一部目標着手

➤ 取組に着手

(3割以下)

E: 未着手

【達成割合の算出方法(原則)】 取組実施(増加)の有無を50%とし、件数の多寡や工夫・改善の状況等により加点

PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(議会の活動原則) 第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。 (1)情報の公開を図り、議会活動を説明する責任を果たし、開かれた議会運営を行うこと。
----	--

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的と指標	目的(対象と意図)
	・情報公開と議会活動の説明責任を明確化し、議会活動を広報誌、TV、ホームページにより積極的に公開することで、市民に開かれた議会運営を行う。
	成果指標
	①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画配信、本会議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の多様化>第17条 ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等>第7条第4項 ③情報公開制度の整備。

【2】DO(実施)

取組と実績	取組内容
	①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画配信、本会議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の多様化>第17条 ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等>第7条第4項 ③市議会情報公開条例施行規則の施行。
	結果(達成度)
	①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画配信、本会議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の多様化>第17条 ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等>第7条第4項 ③市議会情報公開条例施行規則の施行。
	【評価】③法制面での手続き等の明確化(70%)

段階評価
B

【4】ACTION(改善)

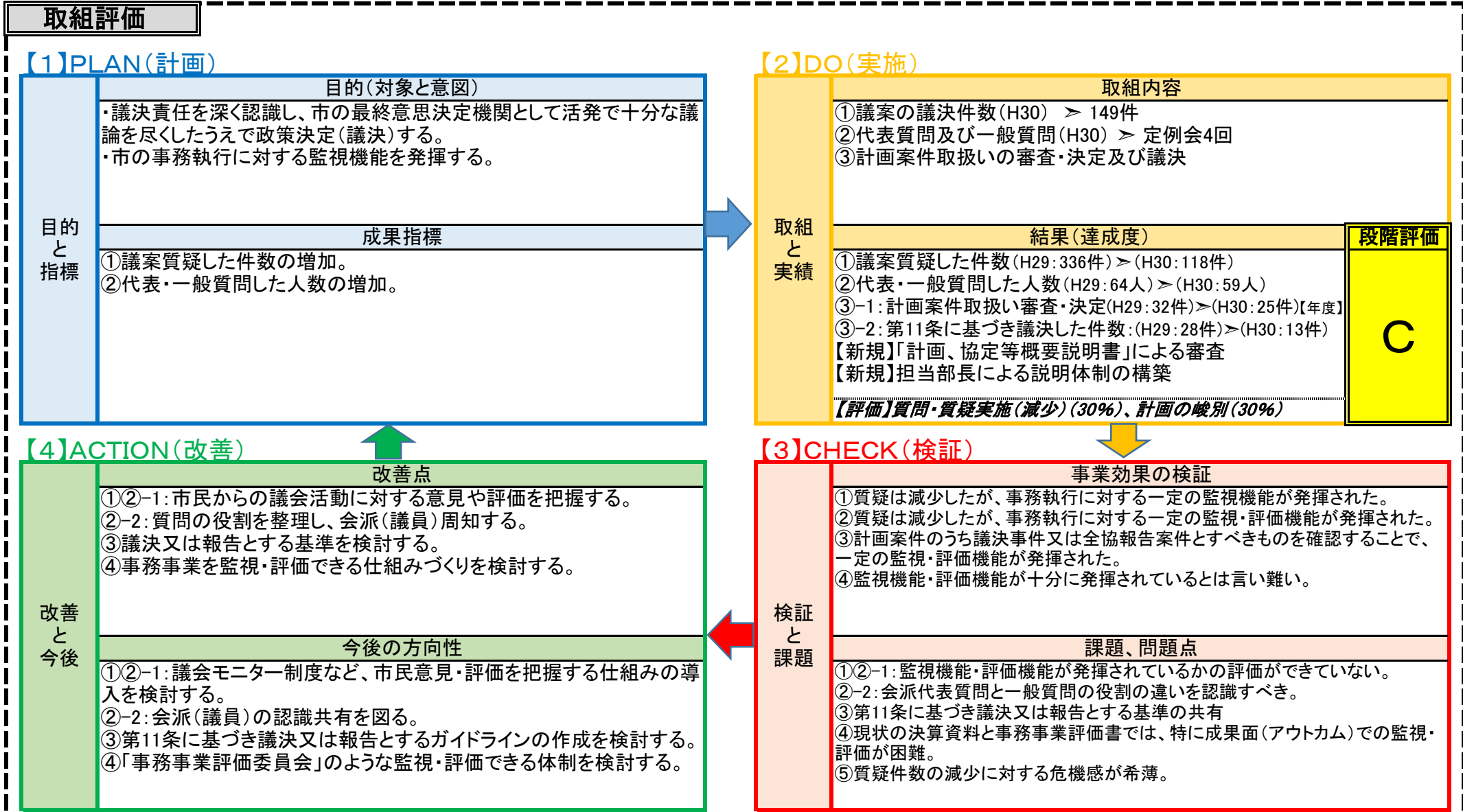
改善と今後	改善点
	①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画配信、本会議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の多様化>第17条 ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等>第7条第4項 ③なし。 ④SNS等の活用
	今後の方向性
	①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画配信、本会議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の多様化>第17条 ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等>第7条第4項 ③なし。

【3】CHECK(検証)

検証と課題	事業効果の検証
	①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画配信、本会議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の多様化>第17条 ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等>第7条第4項 ③市議会情報公開に係る手続き等が明確化されている。
	課題、問題点
	①議会だより、本会議TV中継・インターネット生中継・録画配信、本会議・委員会の議事録の公開、議会情報へのアクセス手段・発信媒体の多様化>第17条 ②傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等>第7条第4項 ③なし。 ④さらに、新たな手法を検討

■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(議会の活動原則) 第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。 (2) 政策の決定を行うとともに、市の事務執行について監視及び評価を行うこと。
----	---



■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(議会の活動原則) 第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。 (3) 議案を審議するとともに、独自政策の立案及び提言に取り組むこと。
----	---

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的と指標	目的(対象と意図)	<ul style="list-style-type: none"> ・議決責任を深く認識し、議案の審議にあたり、市の最終意思決定機関として十分な議論を尽くす。 ・市の事務執行がカバーしていない部分について独自政策の立案及び提言に取り組む。
	成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ① 議案審議に必要な知識習得機会の増加 ② 独自政策の立案の増加 ③ 独自政策の提言の増加

【2】DO(実施)

取組と実績	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種研修の実施 ② 独自政策の調査、研究及び立案 ③ 独自政策の調査、研究及び提言
	結果(達成度)	<ul style="list-style-type: none"> ① 研修会の開催の増加 (H29:2回) > (H30:12回)【年度】 ② 独自政策の立案の件数 (H29:0件) > (H30:0件)【年度】 ③ 独自政策の提言の件数(H29:0件) > (H30:2件)【年度】

【評価】実施実績あり(50%)、件数が少ない(10%)

C

【4】ACTION(改善)

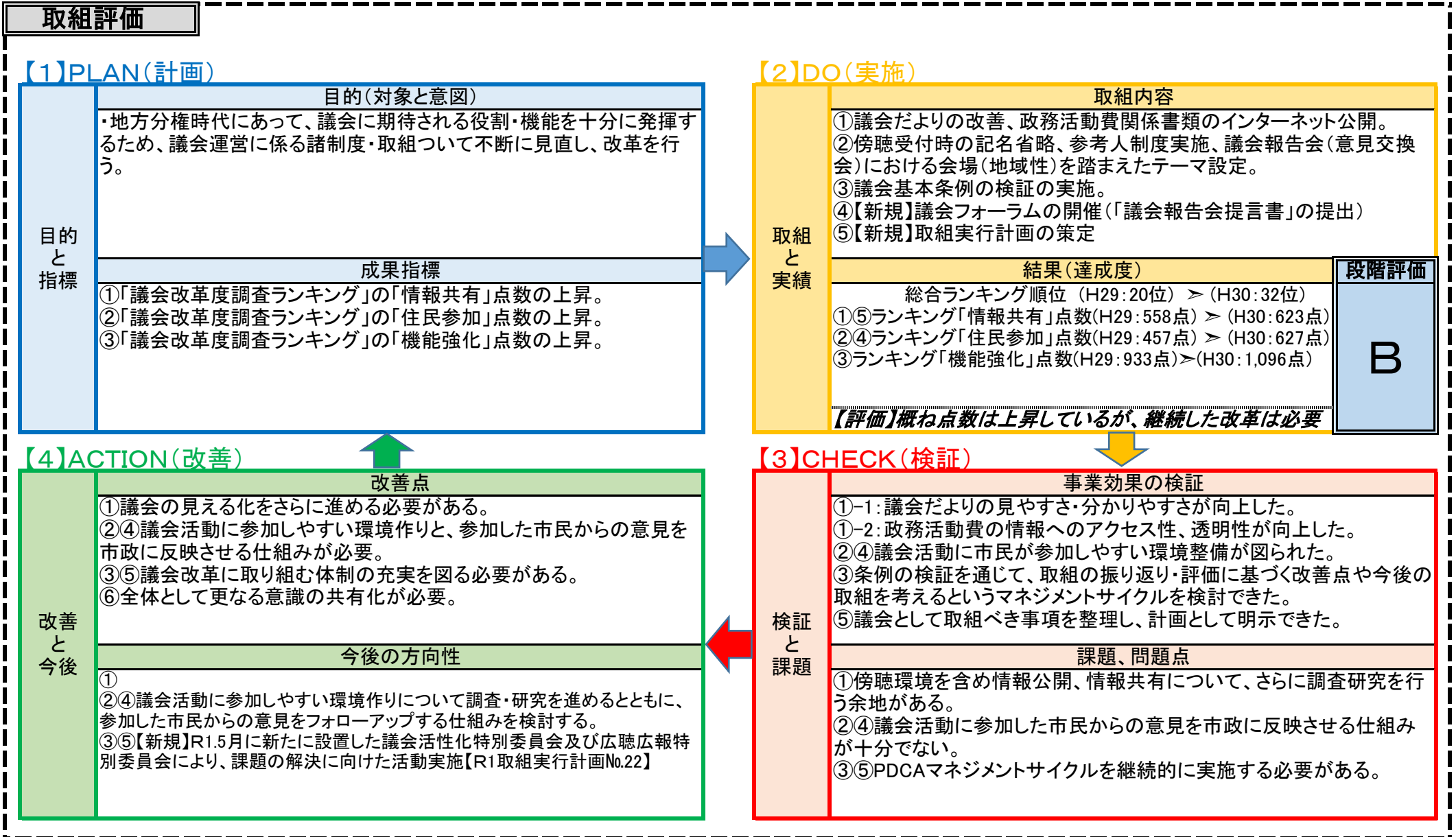
改善と今後	改善点	<ul style="list-style-type: none"> ① 引き続き内部研修や外部研修の充実を図る。 ②③ 条例の見方や制定の仕方など、各議員が法制執務に関するスキル向上を図る。 ④ 政策の立案・提言方法のシステム化、仕組み作りを検討する。
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ① 複数年度に渡る研修計画の策定を検討する。 ②③ 法制執務に係る研修などを積極的に行い、スキルの向上を図る。 ④ 議会活性化特別委員会において、政策形成サイクルの調査・研究、導入検討を実施している。【R1取組実行計画No.14】

【3】CHECK(検証)

検証と課題	事業効果の検証	<ul style="list-style-type: none"> ① 議案審議に係る知識の向上が図られた。 ② 独自政策の立案に向けて、テーマを絞った調査研究が行えた。 ③ 独自政策の提言に向けて、テーマを絞った調査研究が行えた。 ④ 全体として更なるレベルアップが求められる。
	課題、問題点	<ul style="list-style-type: none"> ① 議案審議に係る知識の更なる向上 ②③ 政策を立案・提言するための政策や法制執務に関するスキルが不足している。

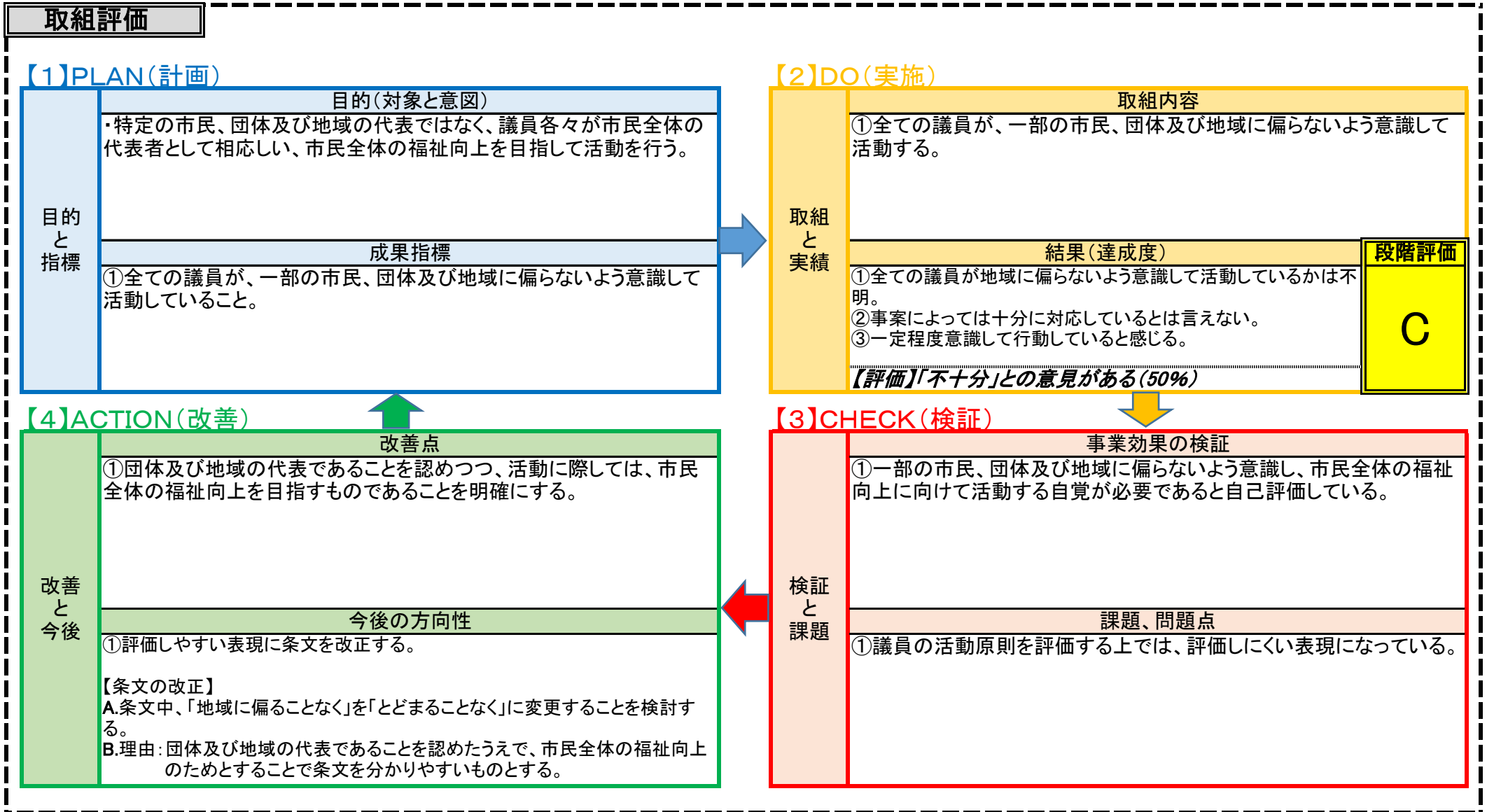
PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(議会の活動原則) 第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。 (4) 議会改革に継続して取り組むこと。
----	--



■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(議員の活動原則) 第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。 (1)議員は、一部の市民、団体及び地域に偏ることなく、市民全体の福祉向上のために活動すること。
----	---



■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(議員の活動原則) 第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。 (3) 議員は、議会が言論の場であり、合議制の機関であることに立脚し、議員間討議を推進すること。
----	--

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的と指標	目的(対象と意図)	・議会は言論の場であり、議論を経て意思決定を行う合議制の機関であることを認識して、市民の意思反映のために議員相互間の積極的な議論を推進する。
	成果指標	①議員間討議が行われた案件数の増加。

【2】DO(実施)

取組と実績	取組内容	
	①【H30】定例会4回 >H28から委員会において議員間討議を試行的に導入 >H30から議会運営委員会の11条峻別で導入	
	結果(達成度)	段階評価
	①議員間討議が行われた件数 (H29:4件) > (H30:7件) ※議案審議における討議数(議運除く)	C
	【評価】実施実績あり(50%)、件数が少ない(10%)	

【4】ACTION(改善)

改善と今後	改善点	①-1:各議員が説明責任を自覚するとともに、意識して取り組み、さらに積極的に行うべき。 ①-2:「どのようなテーマを対象に行うべきか」「出された意見の集約をどう反映させるか」「どのような手順でおこなうか」など、議員間討議を行うためのルールや仕組みの明確化が必要。
	今後の方向性	①議会運営委員会において、議員間討議を推進するため、議員間討議を行うためのルールや仕組みづくりを調査、検討している。【R1取組実行計画No.8】 ②議員間討議実施要綱の策定。

【3】CHECK(検証)

検証と課題	事業効果の検証	
	①議会は議員の合議体であるため、議員相互の自由な討議により議論した上で、最終的な合議に至ることができる。	
	課題、問題点	
	①十分に実施されているとは言えない。 ②議案に対する更なる事前理解が必要。	

■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(議員の活動原則)
	第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。 (4) 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること。

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的 と 指標	目的(対象と意図)
	成果指標
	①視察調査事項の増加(政務活動)。 ②研修の受講回数の増加(政務活動)。

【2】DO(実施)

取組 と 実績	取組内容	段階評価 B
	結果(達成度)	
	【評価】①②とも増加(70%)	

【4】ACTION(改善)

改善 と 今後	改善点
	今後の方向性
	①②-1:積極的に情報収集し、政策の立案・提言に繋げる。 ①②-2:各議員が説明責任を自覚するとともに、意識して取り組み、さらに積極的に行うべき。

【3】CHECK(検証)

検証 と 課題	事業効果の検証
	課題、問題点
	①②-1:すべてにおいて達成できているとは言えない。 ①②-2:質問・質疑や政策の立案・提言にどの程度役立てられたか効果を把握していない。

■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(委員会) 第5条 委員会は、議会における政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。
----	---

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的と指標	目的(対象と意図)	・委員会は、特定の事案について審議するという特性(専門性)から、より具体的に議案等の審議を行うだけでなく、機動的に調査・研究を行い、政策立案及び政策提言機能の強化を図る。
	成果指標	①政策の立案の増加。 ②政策の提言の増加。
	取組と実績	①政策の立案の件数 (H29:0件) > (H30:0件) 【年度】 ②政策の提言の件数 (H29:0件) > (H30:2件) 【年度】

【2】DO(実施)

取組と実績	取組内容	①政策の調査、研究及び立案。 ②政策の調査、研究及び提言。
	結果(達成度)	①政策の立案の件数 (H29:0件) > (H30:0件) 【年度】 ②政策の提言の件数 (H29:0件) > (H30:2件) 【年度】
	段階評価	C

【評価】調査研究の実施(50%)、立案・提言少ない(10%)

【4】ACTION(改善)

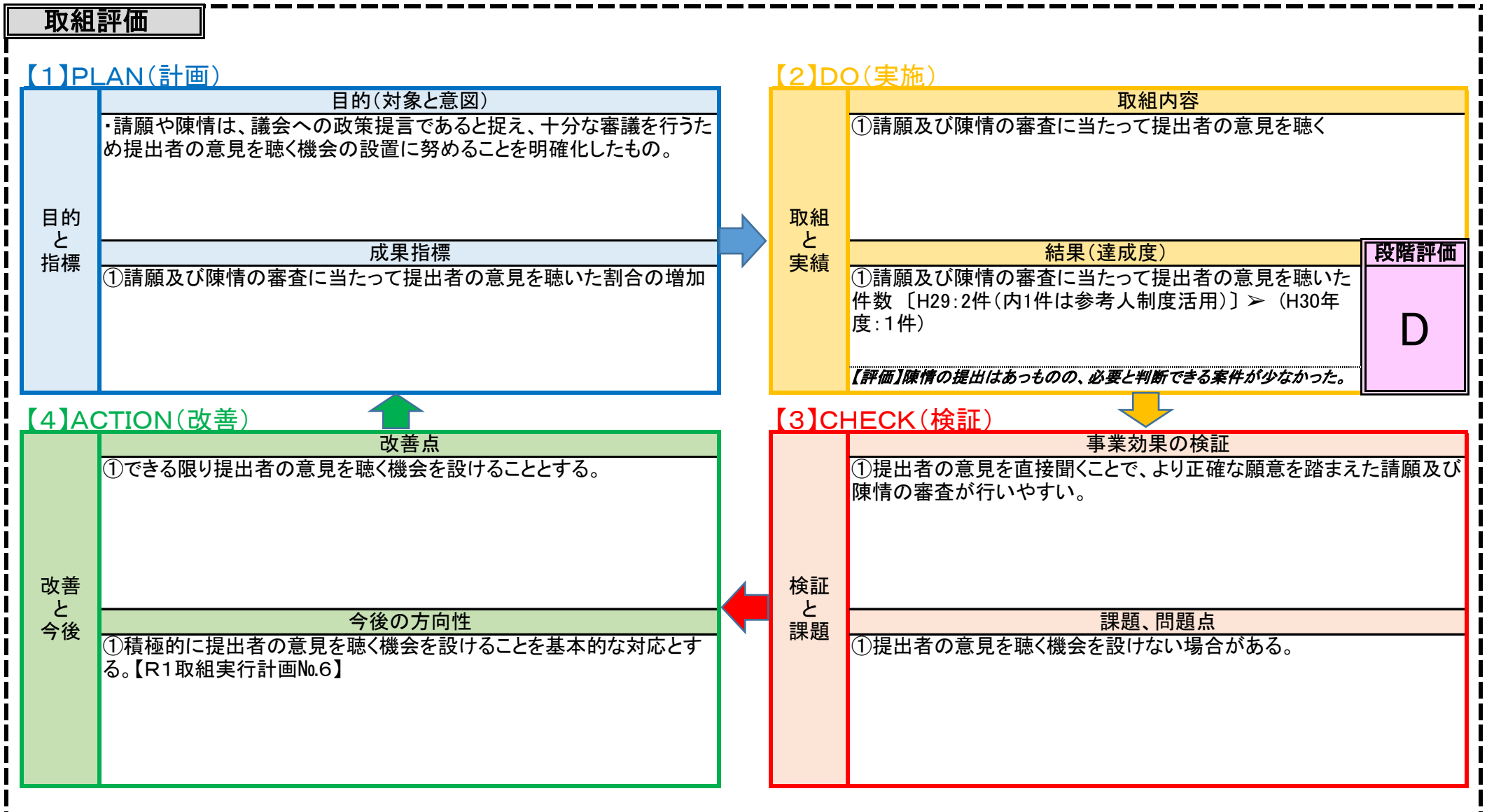
改善と今後	改善点	①②条例の見方や制定の仕方など、各議員が法制執務に関するスキル向上を図る。 ③政策の立案・提言方法のシステム化、仕組み作りを検討する。
	今後の方向性	①②法制執務に係る研修などを積極的に行い、より質の高い政策立案及び提言ができるよう、スキルの向上を図る。 ③政策形成サイクルの導入。【R1取組実行計画No.14】
	検証と課題	①政策の立案に向けて、テーマを絞った調査研究が行えた。 ②政策の提言に向けて、テーマを絞った調査研究が行えた。

【3】CHECK(検証)

検証と課題	事業効果の検証	①政策の立案に向けて、テーマを絞った調査研究が行えた。 ②政策の提言に向けて、テーマを絞った調査研究が行えた。
	課題、問題点	①②政策立案及び政策提言に関して、抽象的なものではなく、法制執務等のスキルも備えて、より具体的な政策立案や提言を目指すべき。
	検証と課題	①②政策立案及び政策提言に関して、抽象的なものではなく、法制執務等のスキルも備えて、より具体的な政策立案や提言を目指すべき。

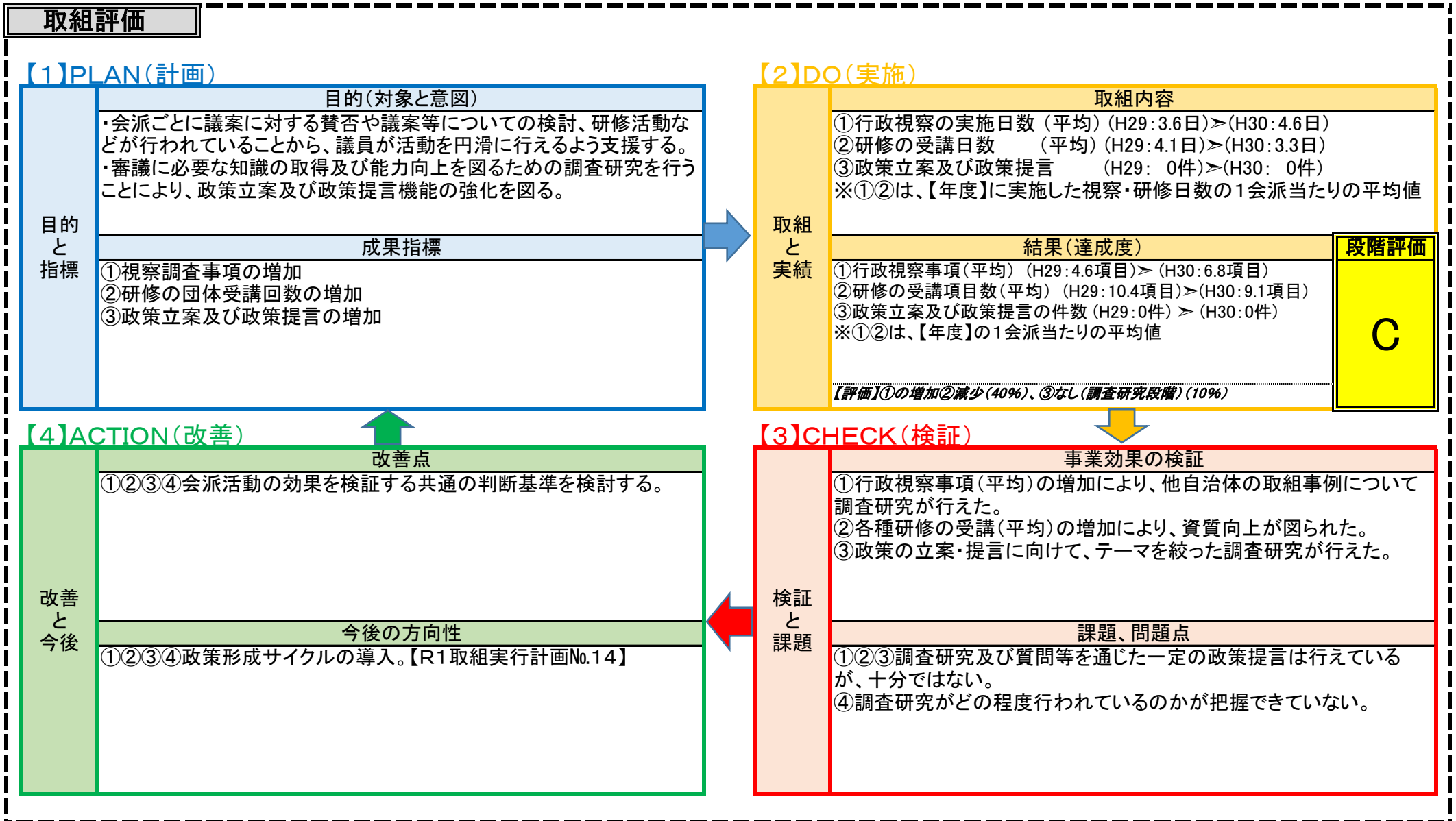
■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(委員会) 第5条 2 委員会は、請願及び陳情の審査に当たって、提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
----	---



■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(会派) 第6条 2 会派は、議員の活動を支援するとともに審議能力の向上のために調査研究を行い、政策立案及び政策提言に努めるものとする。
----	---



■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(市民と議会との関係) 第7条 議会は、全ての会議を原則公開とする。
----	---------------------------------------

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的と指標	目的(対象と意図)	・議会の判断に対する市民の信頼を確保するためには、議会の意思決定過程を明らかにする必要があることから、会議の原則公開を明確化したもの。
	成果指標	
		①本会議の公開率100% ②委員会の公開率100% ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等 > 第7条第4項

【2】DO(実施)

取組と実績	取組内容	①本会議の開催 (H29:29日) > (H30:30日) ②委員会の開催 (H29:89日) > (H30:109日) ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等 > 第7条第4項
	結果(達成度)	①本会議の公開率100% ②委員会の公開率100% ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等 > 第7条第4項
	段階評価	A

【評価】①②公開率100%

【4】ACTION(改善)

改善と今後	改善点	①②なし。 ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等 > 第7条第4項
	今後の方向性	
		①②公開率100%の維持【R1取組実行計画No.1】 ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等 > 第7条第4項

【3】CHECK(検証)

検証と課題	事業効果の検証	①本会議の公開率100%により、議会の意思決定過程が公開され、市民に開かれた議会に繋がっている。 ②委員会の公開率100%により、委員会における意思決定過程が公開され、市民に開かれた議会に繋がっている。 ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等 > 第7条第4項
	課題、問題点	
		①②なし。 ③傍聴者数の増加・傍聴環境の向上等 > 第7条第4項

■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(市民と議会との関係) 第7条 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。
----	---

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的と指標	目的(対象と意図)	・学識経験者や利害関係者から直接話を聞く制度として地方自治法に規定されている参考人制度や公聴会制度を活用し、市民の専門的知見又は政策的意見を討議に反映させることにより、市民の議会活動への参加を推進する。
	成果指標	①参考人制度の活用件数の増加。 ②公聴会制度の活用件数の増加。

【2】DO(実施)

取組と実績	取組内容	①参考人制度の活用。 ②公聴会制度の活用。
	結果(達成度)	①参考人制度の活用件数 (H29:0件) > (H30:0件)※市外1件 ②公聴会制度の活用件数 (H29:0件) > (H30:0件) ※参考人制度をH31.3定例会において、市外の方の参考人招致を行った。市民の実績はなかった。 【評価】未着手ではないが、市民の実績なし(30%)
	段階評価	D

【4】ACTION(改善)

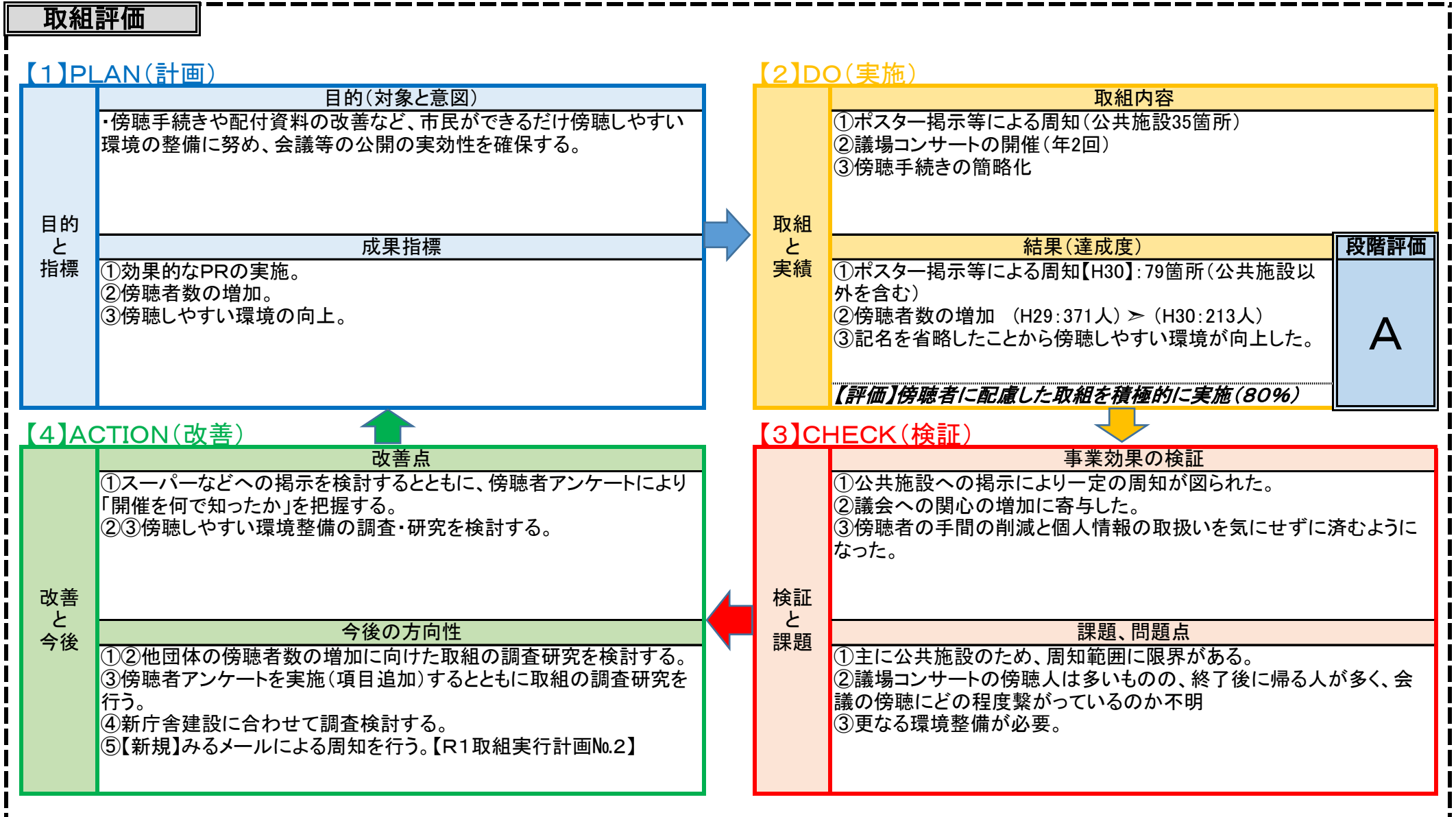
改善と今後	改善点	①②制度について、議員への周知を図り、積極的な制度の活用を図る。
	今後の方向性	①②議会運営委員会において、参考人制度及び公聴会制度の活用ガイドラインの作成。【R1取組実行計画No.7】 ※併せて政策形成サイクルへの位置付けも検討。

【3】CHECK(検証)

検証と課題	事業効果の検証	①②利害関係者や学識経験者等の専門的知見を踏まえて審査や提言を行うことができる。
	課題、問題点	①②積極的に活用するべきだが、十分活用されていない。

■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(市民と議会との関係) 第7条 4 議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。
----	---



■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(議会報告会) 第8条 議会は、討議内容及び議決事項の報告をするとともに、市政全般の課題について市民と意見交換を行うため、議会報告会を開催するものとする。 2 議会報告会に関することは、別に定める。
----	---

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的 と 指標	目的(対象と意図)
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対して討議内容及び議決事項を報告するとともに、市政全般の課題について意見交換を行うため、議会報告会を開催する。 ・市民の意見を踏まえ、議会報告委員会提言書を取りまとめ提出する。 ・具体的には、「議会報告会実施要綱」に定める。
	成果指標

<ul style="list-style-type: none"> ①議会報告会参加者の増加 ②議会報告会の内容の充実・分かりやすさの向上 ③議会報告会委員会から市長への提言数の増加

【2】DO(実施)

取組 と 実績	取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ①議会報告会の開催【H30.5月(6会場)、H30.11月(4会場)】 ②「議会だより」の活用やパワーポイント資料による分かりやすさの向上。 ③議会報告会委員会から市長への提言(H30年度:1回) ④【新規】議会フォーラムの初開催
	結果(達成度)

<ul style="list-style-type: none"> ①議会報告会参加者数(H29.11月:62名) > (H30年5月、11月:144名) ②参加者から活発な質問、意見が出されている。 ③議会報告会委員会提言項目数(H29:9項目) > (H30:16項目) ※各班テーマ(その他の意見等除く) 	A
---	---

【評価】参加者減だが、内容の工夫、提言実績あり

【4】ACTION(改善)

改善 と 今後	改善点
	<ul style="list-style-type: none"> ①-1:効果的なPRと参加しやすい日時・会場・回数の設定を検討する。 ①-2:テーマ選択への市民参加の仕組みづくりの検討。 ②説明方法等について、引き続き工夫を行う。 ③市民の意見に対する議会と執行部の対応を分かりやすく公表する。
	今後の方向性

<ul style="list-style-type: none"> ①-1:PR手法の工夫と議会報告会側から集会に出向くような手法の検討。 ①-2:ホームページや議会だよりでテーマ募集を行う。 ②分かりやすい説明方法等を研究し、工夫を行う。 ③市民意見に係る調査・研究及び執行部への提言【R1取組実行計画No.3】、フォローアップの仕組み作りの検討。
--

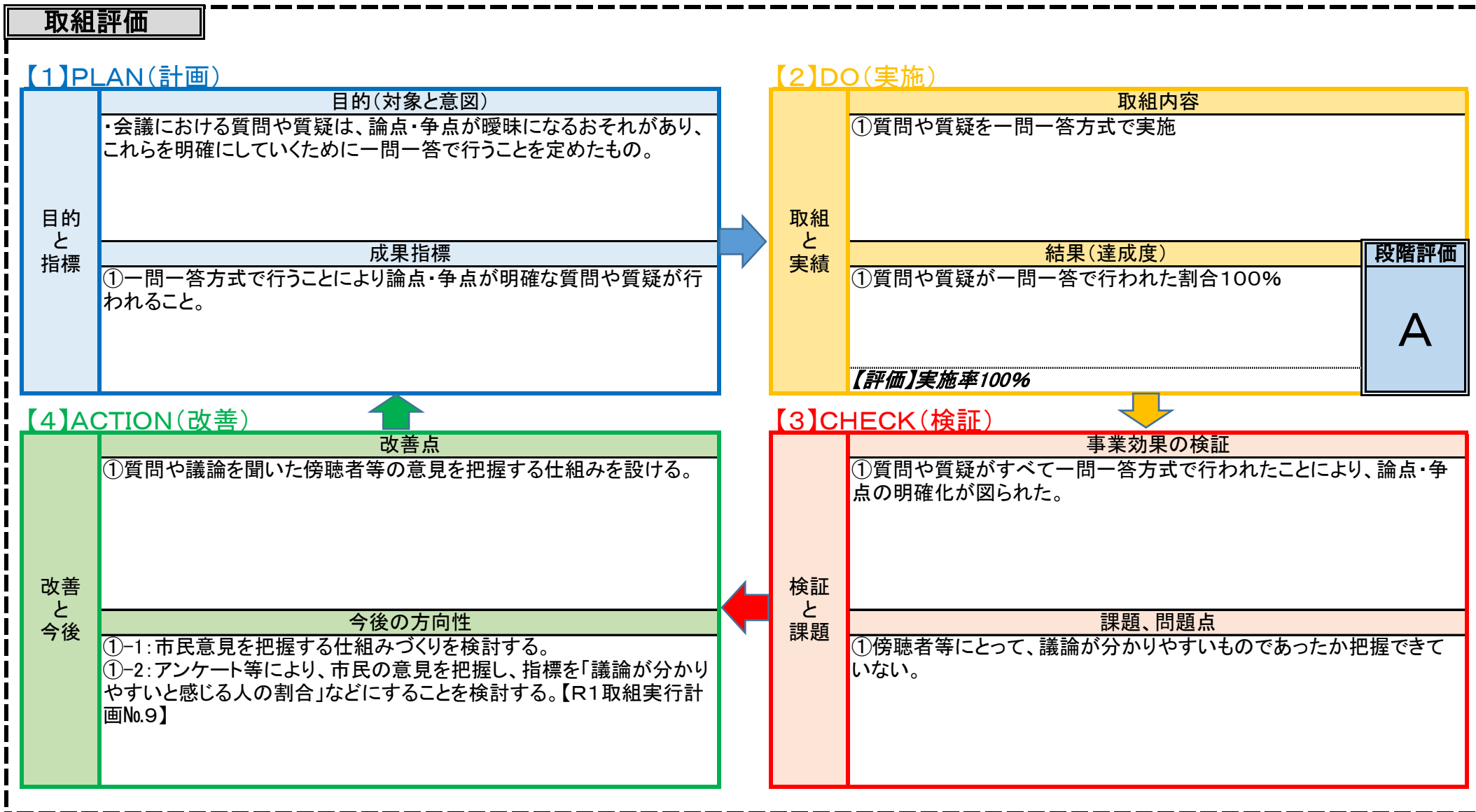
【3】CHECK(検証)

検証 と 課題	事業効果の検証
	<ul style="list-style-type: none"> ①市民に議会活動をお知らせできるとともに、意見交換により市民が意見を表明できる場を設けられる。 ②議会活動を市民に分かりやすく、直接伝えられた。 ③市民が抱える市政の課題・問題を直接的なきっかけとして解決策や政策の提言を行うことから、市民と議会と行政の距離が近づく。
	課題、問題点

<ul style="list-style-type: none"> ①-1:参加者が少ないことから、市民の多様な意見を把握することが難しい ①-2:市民の関心が高いテーマなのか検討が必要 ②結果説明だけでなく、審議過程の丁寧な説明も必要。 ③市民の意見をどのように執行部に要望したのか、また執行部はどのように反映させるのかのフォローアップが分かりにくい。
--

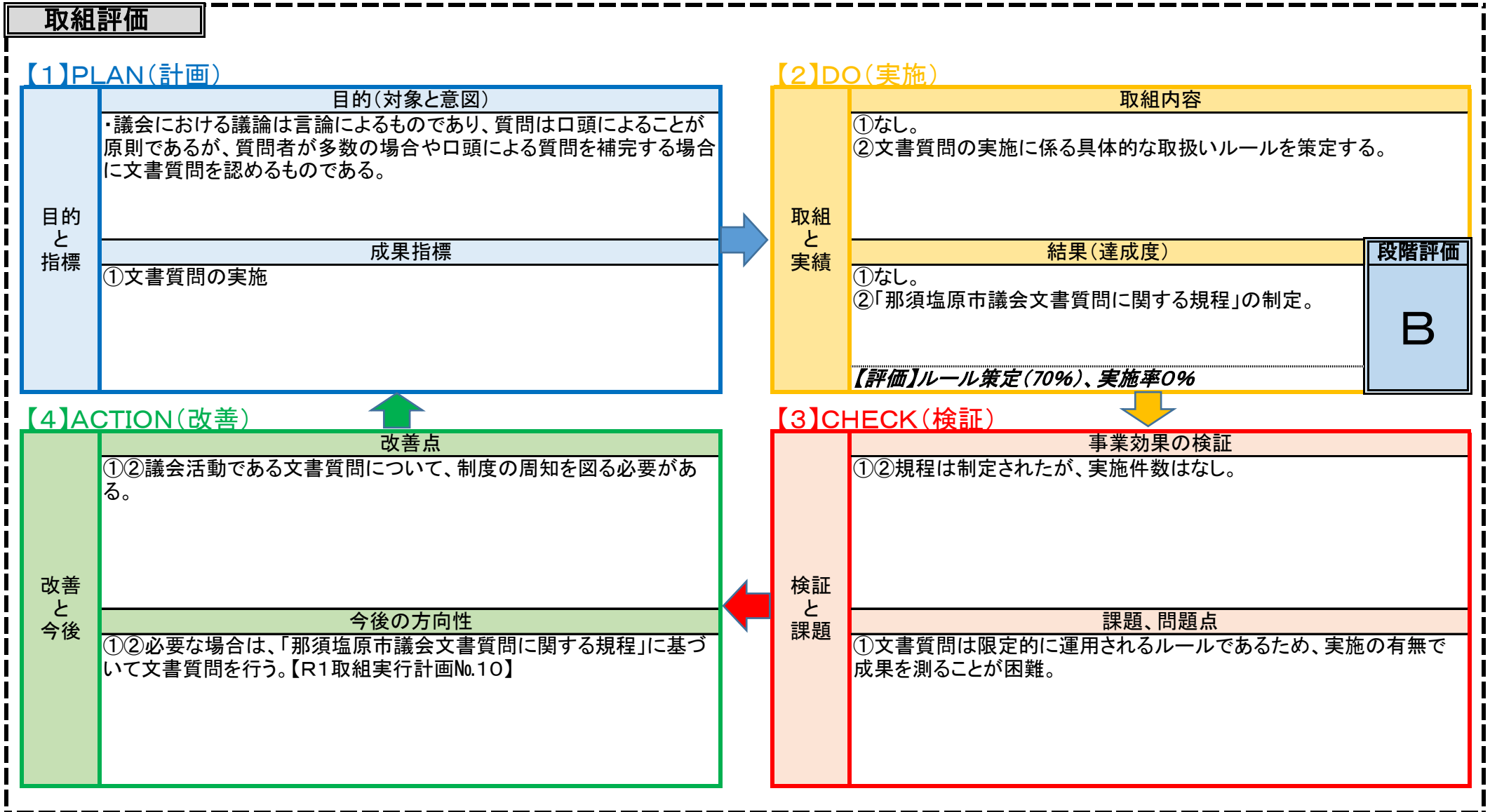
■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(市長等との関係) 第9条 議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、独立して対等な立場で相互に牽制し、均衡と調和の関係の保持に努めるものとする。 (1)本会議における議員と市長等は、質問又は質疑の際、論点及び争点を明確にするため、一問一答で行うものとする。
----	--



■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(市長等との関係) 第9条 議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、独立して対等な立場で相互に牽制し、均衡と調和の関係の保持に努めるものとする。 (3)議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。
----	--



■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(議員間討議の原則) 第12条 言論の場である議会は、本会議及び委員会において市長等に対する出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由な討議を中心に運営しなければならない。
----	--

取組評価

【1】PLAN(計画)

目的と指標	目的(対象と意図)	・議会は、合議制の機関であり言論の場であるとの認識の下、論点及び争点を明らかにして意思決定(判断)を行うため、議員相互の自由討議を中心として議論を尽くすような運営を行う。
	成果指標	①議員間討議が行われた案件数の増加。

【2】DO(実施)

取組と実績	取組内容	
	①【H30】定例会4回 >H28から委員会において議員間討議を試行的に導入 >H30から議会運営委員会の11条峻別で導入	
	結果(達成度)	段階評価
	①議員間討議が行われた件数(H29:4件) > (H30:7件) ※議案審議における討議数(議運除く)	C
	【評価】実績あり(50%)、件数が少ない(10%)	

【4】ACTION(改善)

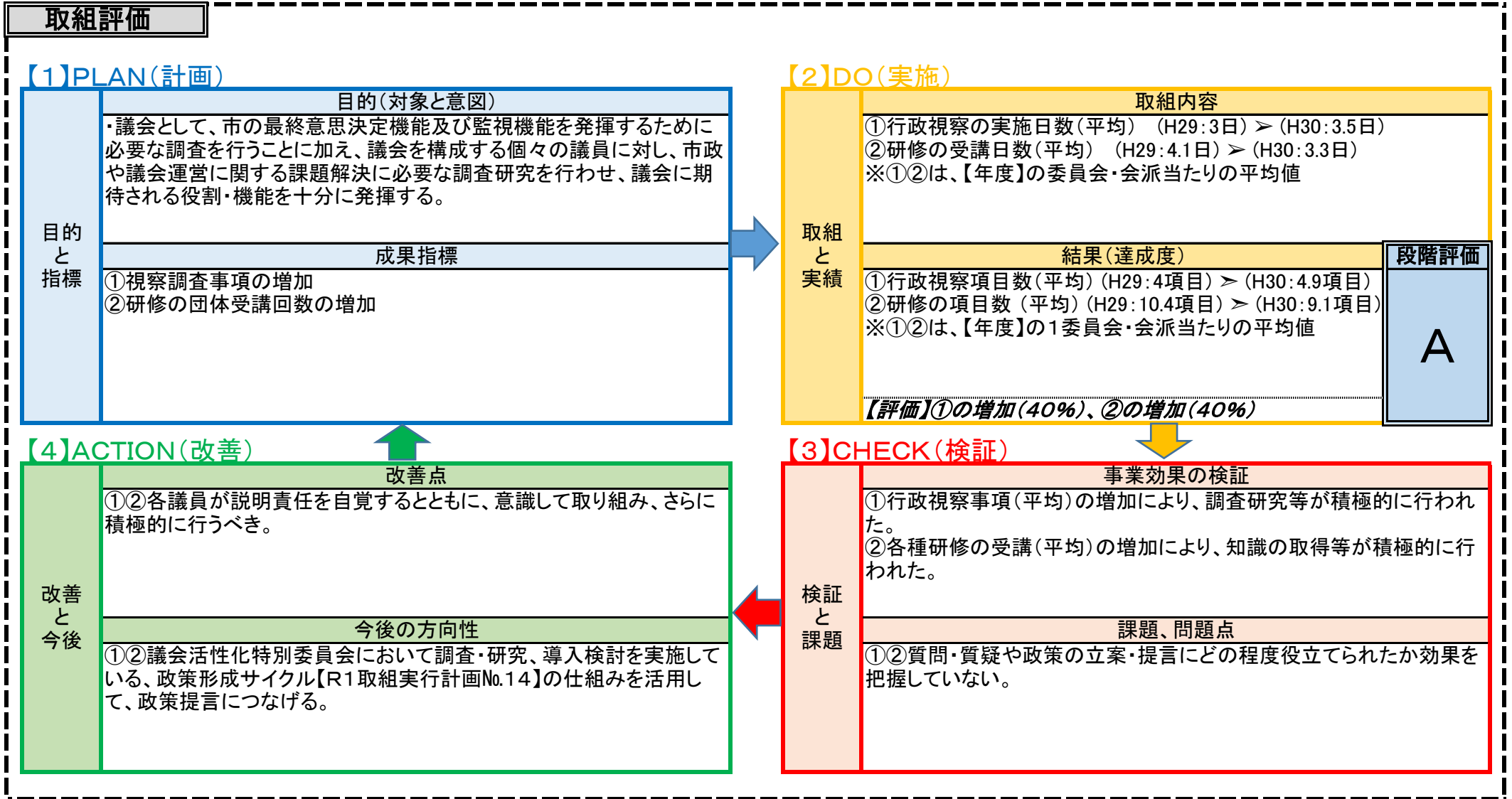
改善と今後	改善点	①-1:各議員が説明責任を自覚するとともに、意識して取り組み、さらに積極的に行うべき。 ①-2:「どのようなテーマを対象に行うべきか」「出された意見の集約をどう反映させるか」「どのような手順でおこなうか」など、議員間討議を行うためのルールや仕組みの明確化が必要。
	今後の方向性	①議会運営委員会において、議員間討議を推進するため、議員間討議を行うためのルールや仕組みづくりを調査、検討している。【R1取組実行計画No.8】

【3】CHECK(検証)

検証と課題	事業効果の検証	
	①議会は議員の合議体であるため、議員相互の自由な討議により議論した上で、最終的な合議に至ることができる。	
	課題、問題点	
	①十分に実施されているとは言えない。	

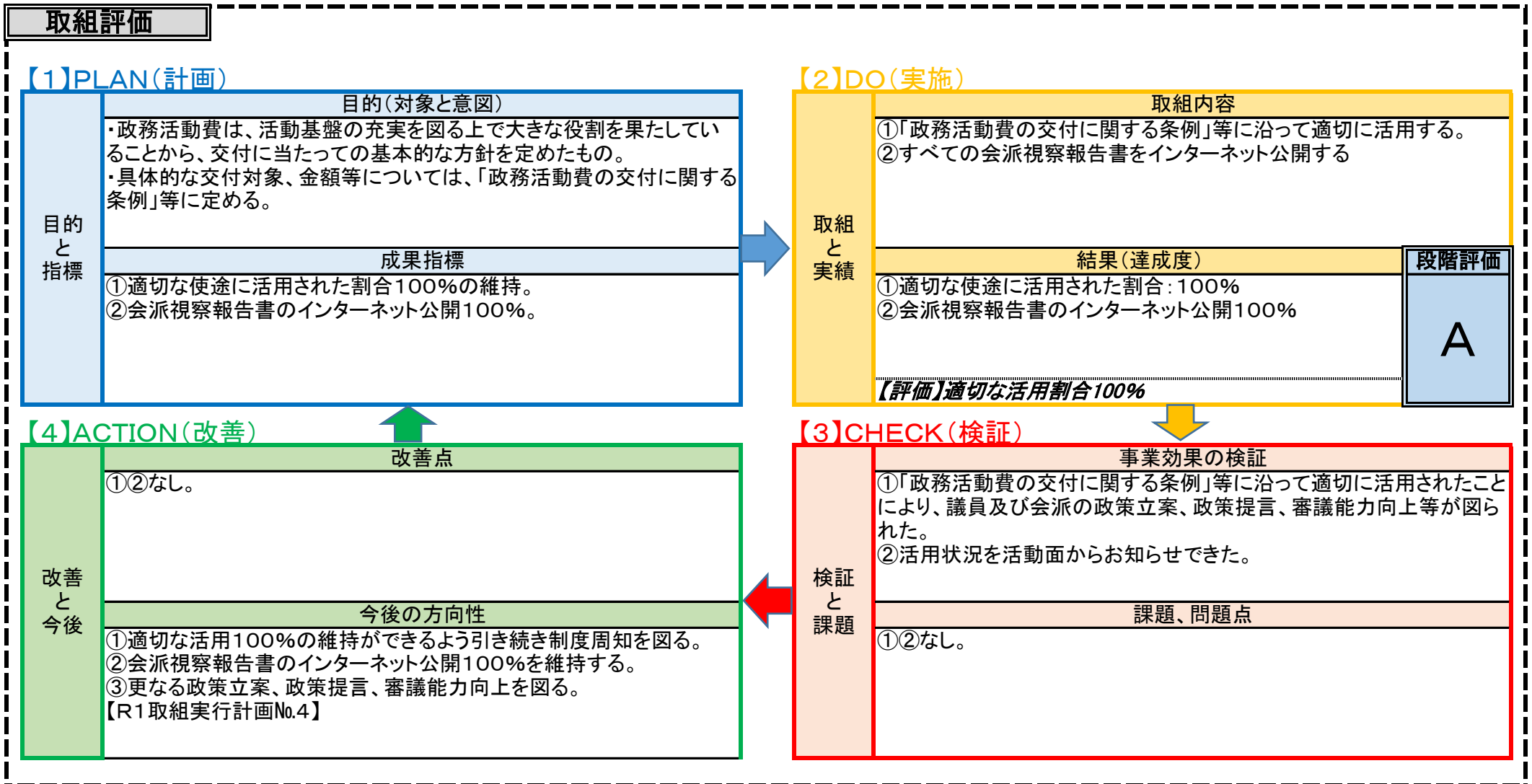
■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(調査研究) 第13条 議会は、議案及び市長等の事務に関する調査を行うほか、議員に対し、市政及び議会運営に関する課題解決のために必要な調査研究を行わせるものとする。
----	---



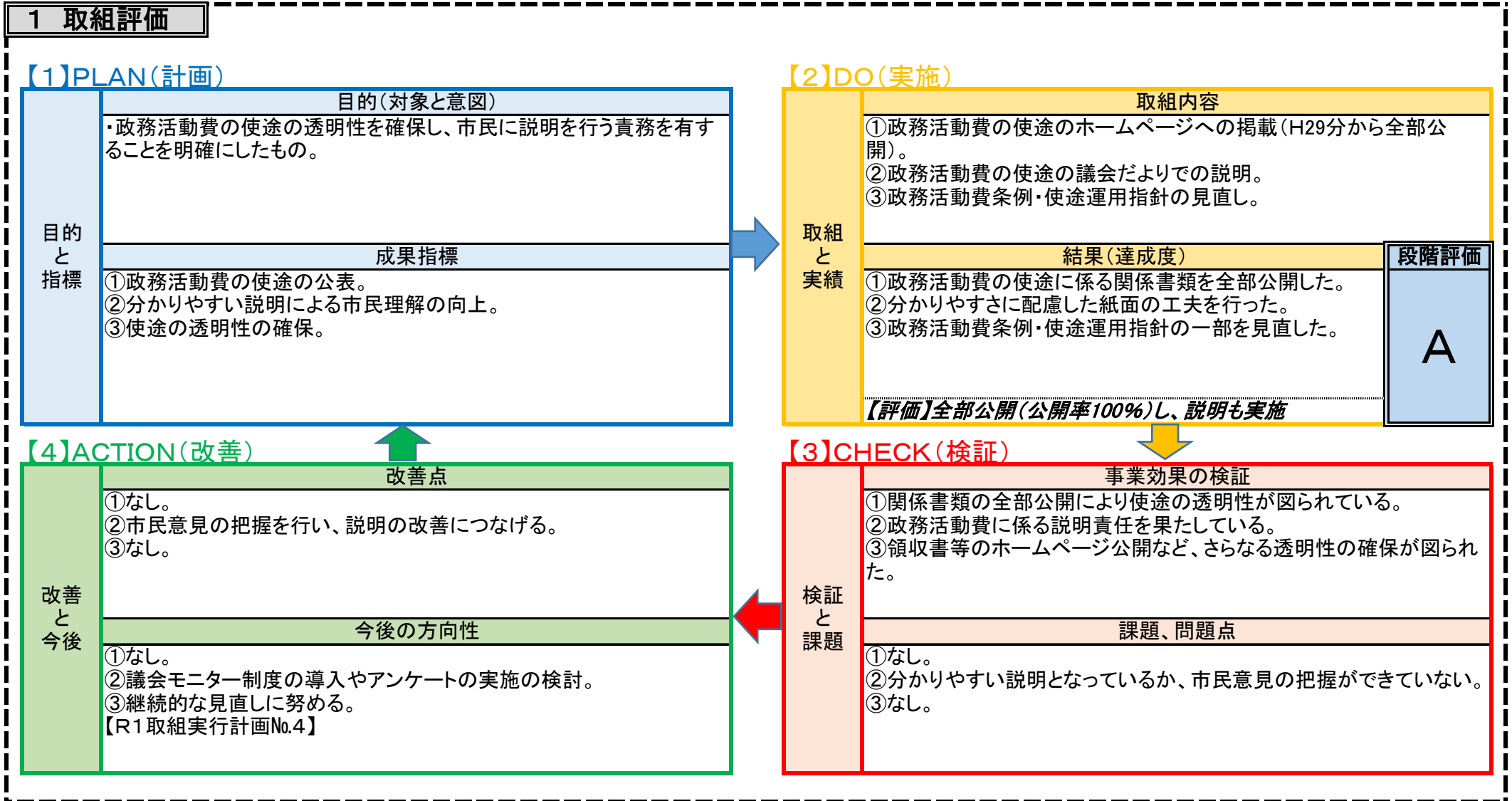
■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(政務活動費の活用と公開) 第14条 地方自治法第100条第14項の規定により交付される政務活動費は、議員及び会派の政策立案、政策提言、審議能力向上等のために活用されなければならない。
----	---



■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

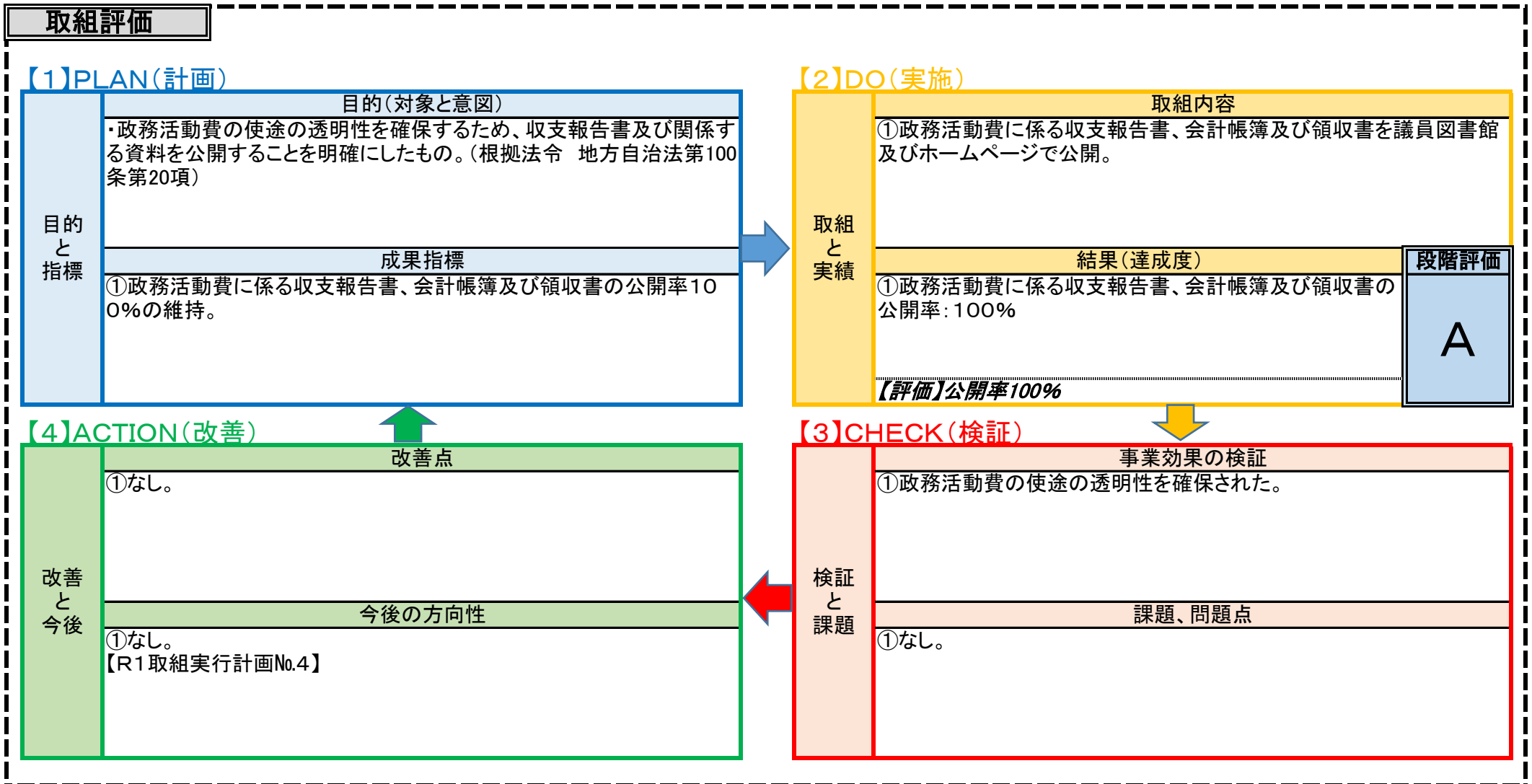
条文	(政務活動費の活用と公開) 第14条 2 議員及び会派は、政務活動費の使途を公表するとともに、説明をする責務を有する。
----	--



段階評価
A

■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

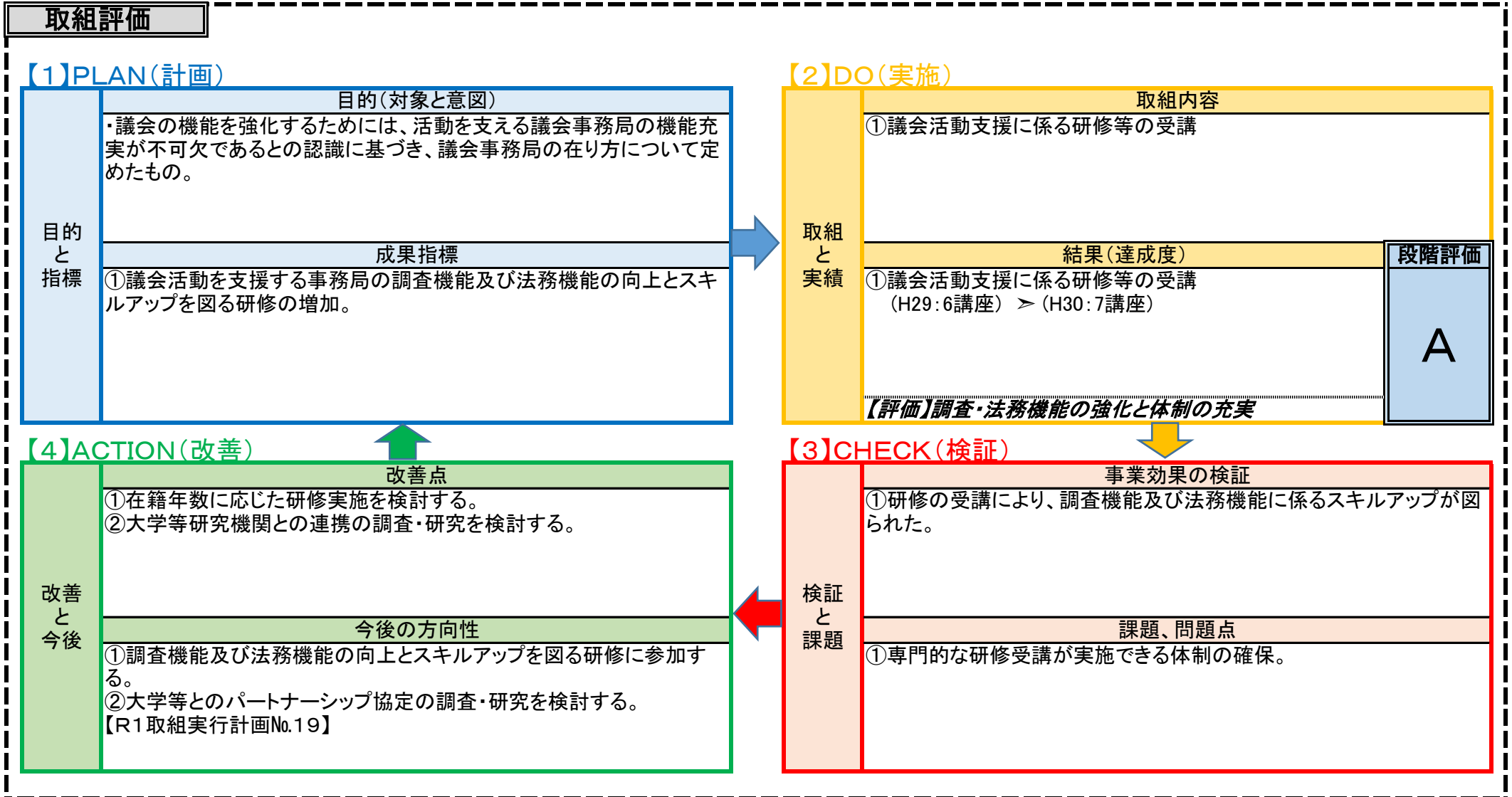
条文	(政務活動費の活用と公開) 第14条 3 議会は、政務活動費の収支報告書及び関係する資料を公開しなければならない。
----	--



段階評価
A

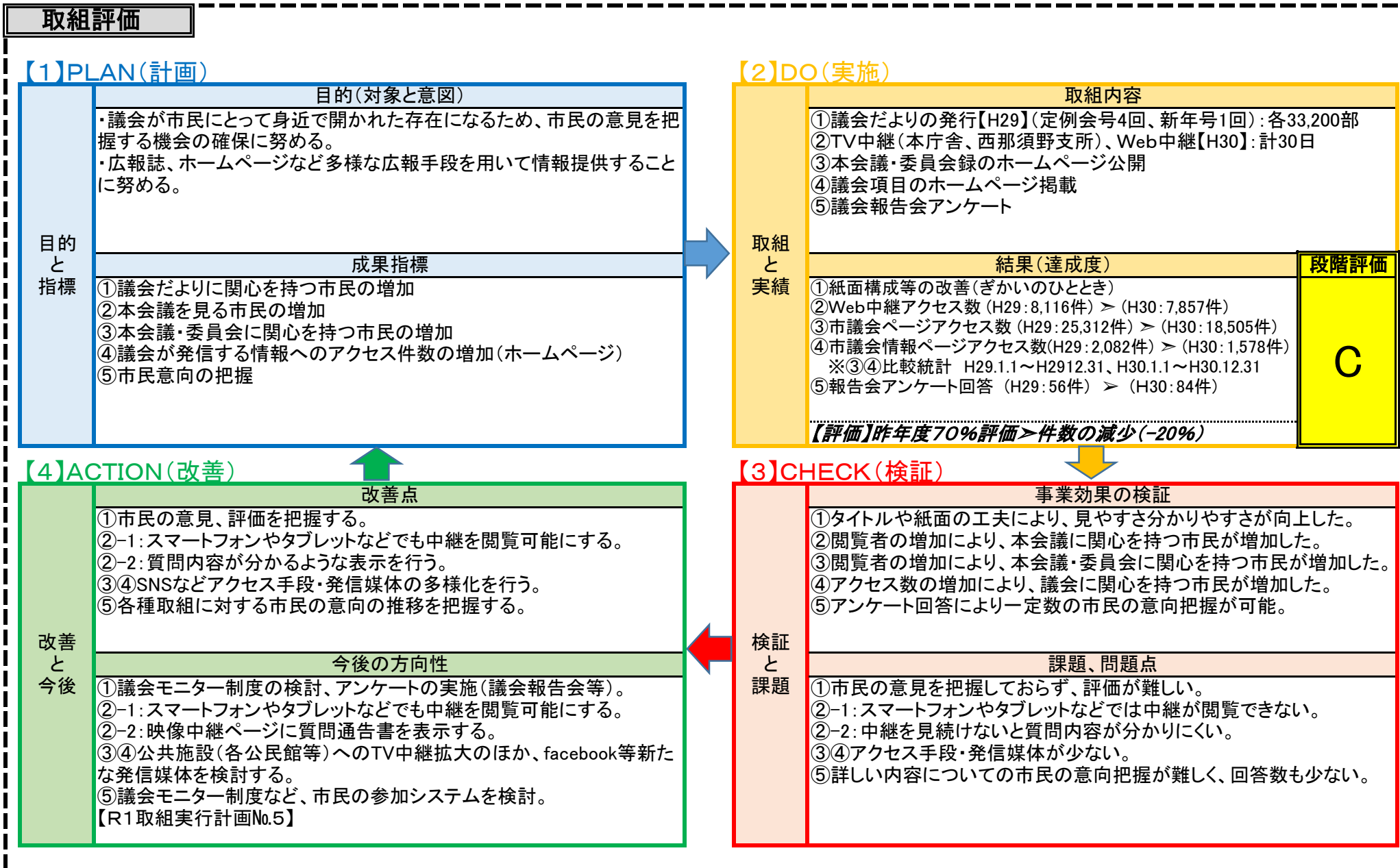
■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(議会事務局) 第15条 議長は、議会の政策形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るものとする。
----	--



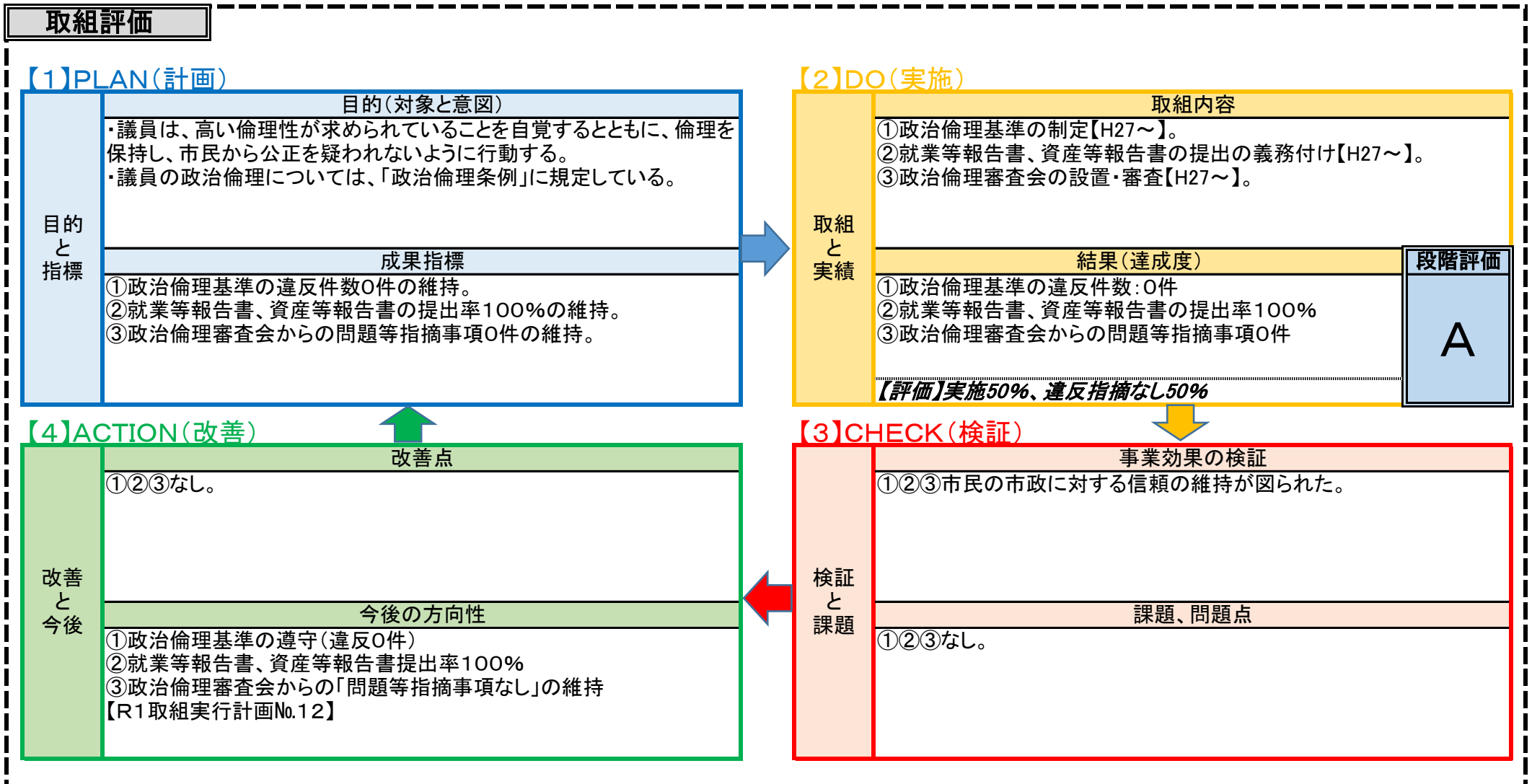
PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(広聴広報機能の充実) 第17条 議会は、市民の意向の把握及び多様な広報手段を用いた情報提供に努めるものとする。
----	---



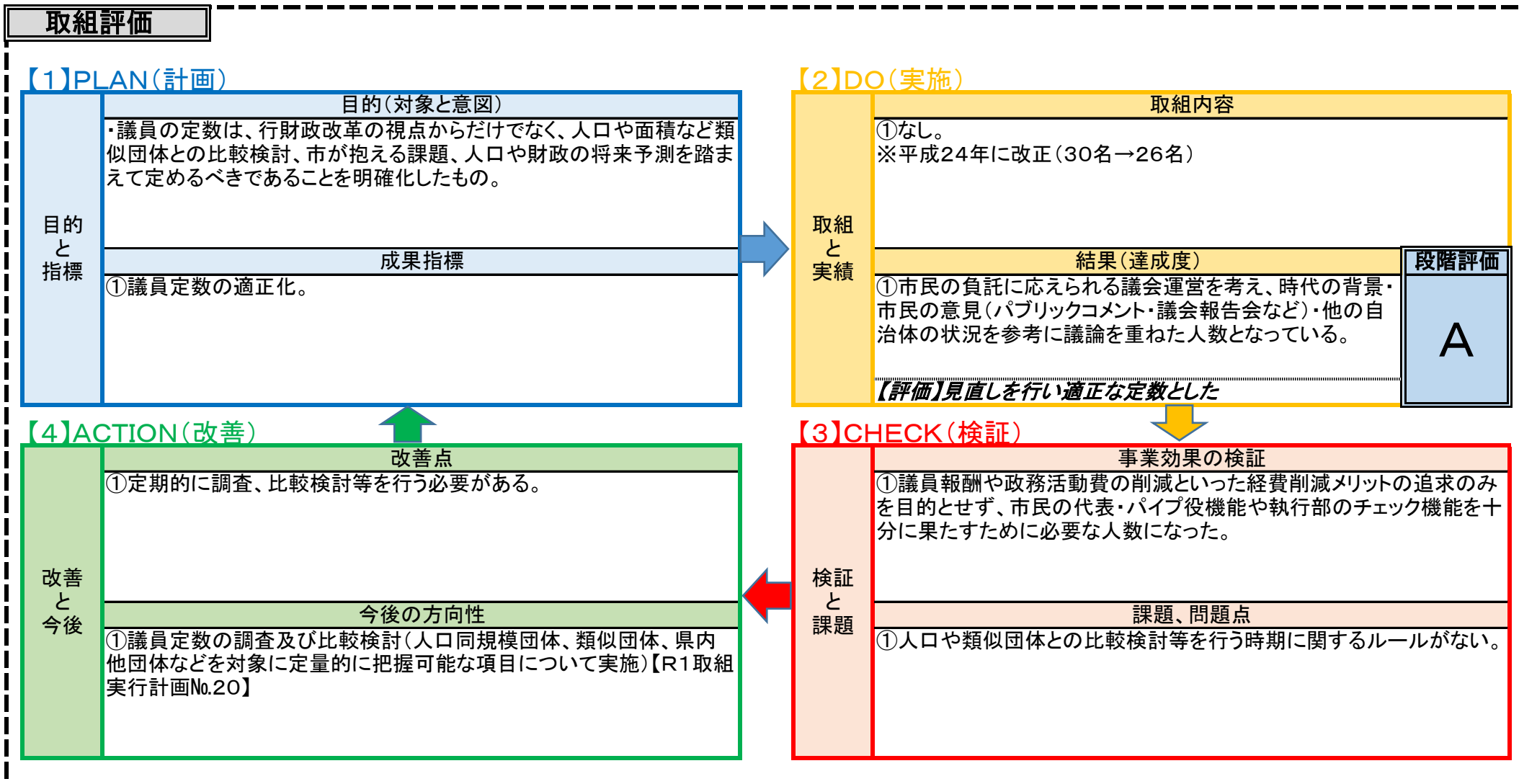
■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(議員の政治倫理) 第18条 議員は、職務に関する倫理を保持し、公正を疑わせるような行為をしてはならない。
----	--



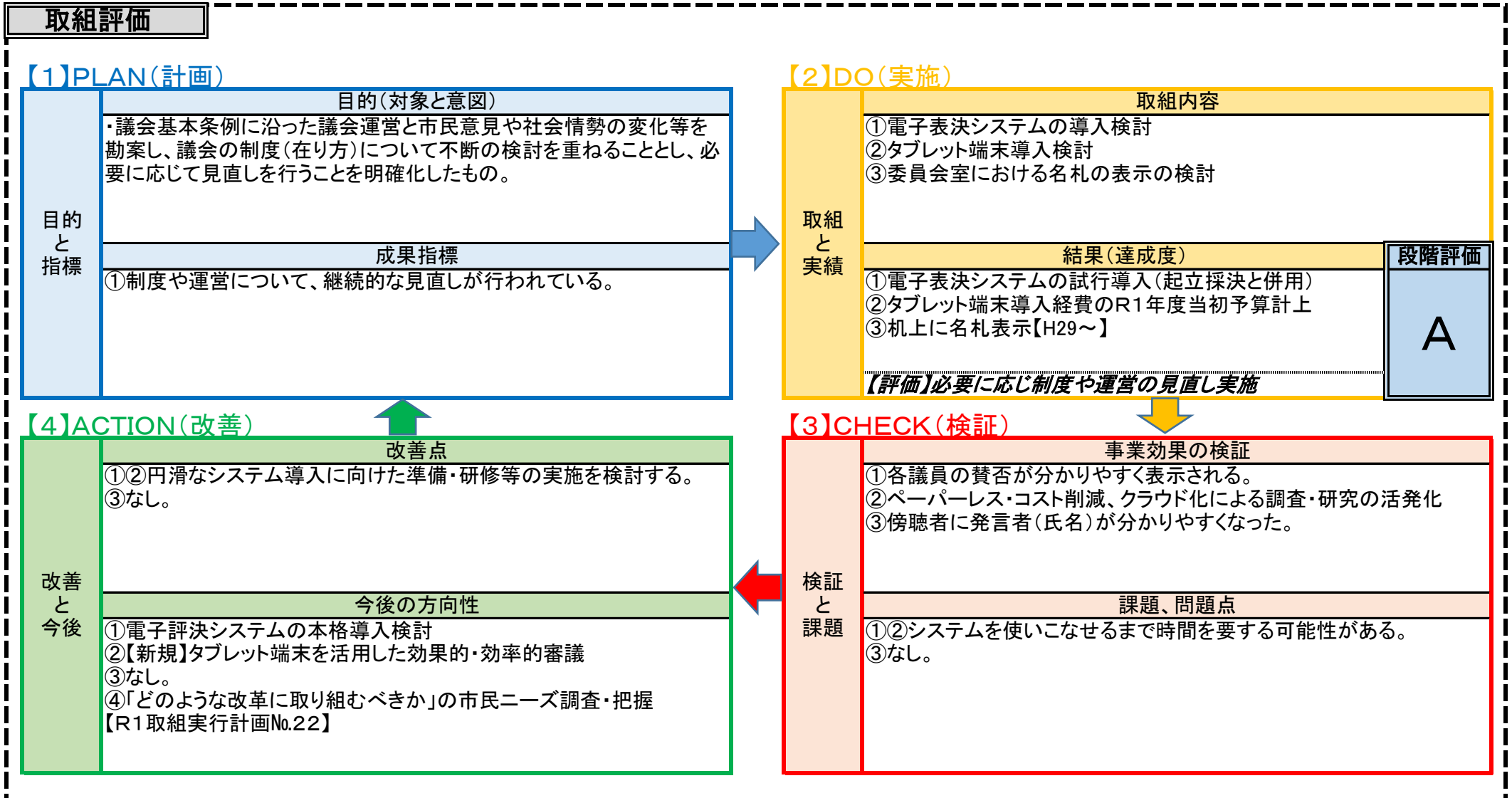
■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(議員定数) 第19条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。
----	--



■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(議会制度及び運営の見直し) 第20条 議会は、制度や運営の方法について、継続的な見直しを行うものとする。
----	--



■PDCAサイクルシート【平成30(2018)年度】

条文	(条例の見直し) 第21条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。
----	---

